

回覧

茂原市国際交流協会



日本で生活している外国人のための

# 財産相続セミナー

もし、あなたが日本人(妻/夫)の外国人配偶者だったら

外国人の相続権は？

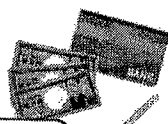
遺産分割協議書は？

財産相続手続は？

相続手続きの  
期限は？

相続税は？

先妻の子供の  
相続権？



日時：12月1日(日) 10:00~12:00

場所：茂原市役所 1階 101会議室

参加料：無料

参加対象者：日本で生活している外国人

(同席に限り日本人配偶者1名参加可)

定員：60名(申込先着順)

参加希望者は11月20日まで氏名・国籍・電話番号を国際交流協会 事務局  
にご連絡ください。

講師：日野行政書士事務所

行政書士 日野 達弥 先生

茂原市国際交流協会 事務局

TEL: 0475-20-1651 FAX: 0475-20-1603

E-mail: kikaku2@city.mobara.chiba.jp

連絡先



Thai



English



Chinese

